

第41号議案

府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月8日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）等の施行に伴い、誘導仕様基準に係る手数料を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の5審査事務関係の表15の項及び16の項を次のように改める。

15	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p> <p>(i) 申請に併せて市長が指定する者（次項において「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 1部分につき</p> <p>(7) 住戸の部分（住宅の用途に供する部分に限る。以下同じ。）</p> <p>a 1棟の総戸数が1のもの 4,700円</p> <p>b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 9,400円</p> <p>c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 16,000円</p> <p>d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 27,000円</p> <p>e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 45,000円</p> <p>f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 82,000円</p> <p>g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 131,000円</p> <p>h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 170,000円</p> <p>i 1棟の総戸数が301以上のもの</p>
----	-------------------------	--------------------	--

	185,000円
(i) 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。)	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	26,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	80,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	126,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	160,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
(ii) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	26,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	80,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	126,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	160,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
ウ その他の建築物 1件につき	
(i) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	

- | | |
|--|----------|
| | 16,000円 |
| (7) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | |
| | 26,000円 |
| (8) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | |
| | 80,000円 |
| (9) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | |
| | 126,000円 |
| (10) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの | |
| | 160,000円 |
| (11) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの | 200,000円 |
| (2) 前号以外の場合 | |
| ア 一戸建ての住宅 1件につき | |
| (7) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下この表において同じ。）による場合 | 21,000円 |
| (4) 誘導仕様基準以外による場合 | 35,000円 |
| イ 共同住宅等 1部分につき | |
| (7) 住戸の部分 | |
| a 誘導仕様基準による場合 | |
| (a) 1棟の総戸数が1のもの | 21,000円 |
| (b) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの | 39,000円 |
| (c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの | 56,000円 |
| (d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの | 80,000円 |
| (e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの | 120,000円 |
| (f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの | 182,000円 |
| (g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの | 261,000円 |
| (h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの | 340,000円 |
| (i) 1棟の総戸数が301以上のもの | 390,000円 |
| b 誘導仕様基準以外による場合 | |
| (a) 1棟の総戸数が1のもの | 35,000円 |
| (b) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの | 69,000円 |
| (c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの | |

	97,000円
(d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの	137,000円
(e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの	197,000円
(f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの	283,000円
(g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの	385,000円
(h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの	508,000円
(i) 1棟の総戸数が301以上のもの	600,000円
(j) 共用部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	138,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	180,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	280,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	359,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	429,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
(k) 非住宅の部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	300,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	384,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	546,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	670,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方	

			<p>メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p> <p>ウ その他の建築物 1件につき</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 242,000円</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>
16	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額</p> <p>(i) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 3,300円</p> <p>イ 共同住宅等 1部分につき</p> <p>(f) 住戸の部分</p> <p>a 1棟の総戸数が1のもの 3,300円</p> <p>b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 6,600円</p> <p>c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの</p>

	11,000円
d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの	19,000円
e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの	32,000円
f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの	58,000円
g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの	93,000円
h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの	122,000円
i 1棟の総戸数が301以上のもの	134,000円
(i) 共用部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	56,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(ii) 非住宅の部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	56,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方	

	メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
g	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
ウ	その他の建築物 1件につき	
	(7) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円
	(4) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	(7) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	(5) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	(4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	(4) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	(5) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(2)	前号以外の場合	
ア	一戸建ての住宅 1件につき	
	(7) 誘導仕様基準による場合	15,000円
	(4) 誘導仕様基準以外による場合	18,000円
イ	共同住宅等 1部分につき	
	(7) 住戸の部分	
	a 誘導仕様基準による場合	
	(a) 1棟の総戸数が1のもの	15,000円
	(b) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの	27,000円
	(c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの	40,000円
	(d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの	56,000円
	(e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの	85,000円
	(f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの	128,000円
	(g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの	184,000円
	(h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの	241,000円
	(i) 1棟の総戸数が301以上のもの	278,000円
	b 誘導仕様基準以外による場合	

- (a) 1棟の総戸数が1のもの 18,000円
 - (b) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの
37,000円
 - (c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの
52,000円
 - (d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの
74,000円
 - (e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの
108,000円
 - (f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの
159,000円
 - (g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの
221,000円
 - (h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの
291,000円
 - (i) 1棟の総戸数が301以上のもの
342,000円
- (4) 共用部分
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 57,000円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 72,000円
 - c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
 - d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円
 - e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
 - f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円
 - g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 290,000円
- (7) 非住宅の部分
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 123,000円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円
 - c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
 - d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円

			<ul style="list-style-type: none"> e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円
		ウ その他の建築物 1件につき	
		(7) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	123,000円
		(4) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		(9) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	198,000円
		(2) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	290,000円
		(4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	361,000円
		(8) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	427,000円
		(3) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

別表の5 審査事務関係の表 2 1 の項及び 2 2 の項を次のように改める。

2 1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,100円</p> <p>イ ア以外の建築物 1部分につき</p> <p>(7) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能</p>
-----	------------------------------	-------------------------	---

の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

(i) 非住宅部分

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(7) 誘導仕様基準による場合

- a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 20,000円
- b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 22,000円

(i) 誘導仕様基準以外による場合

- a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,400円
- b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 38,400円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(7) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方

メートル未満のもの	38,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円
b 誘導仕様基準以外による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
(4) 非住宅部分について標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。次項において同じ。）による審査を行う場合	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
(4) 非住宅部分についてモデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。次項において同じ。）による審査を行う場合	

			<ul style="list-style-type: none"> a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円 c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円 d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円
22	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）</p> <p>(i) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一戸建ての住宅 1件につき 3,700円 イ ア以外の建築物 1部分につき <ul style="list-style-type: none"> (i) 住宅部分 <ul style="list-style-type: none"> a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円 c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円 d 当該部分の床面積の合計が5,000平方

メートル以上のもの	57,000円
(4) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2) 前号以外の場合	
ア 一戸建ての住宅 1件につき	
(7) 誘導仕様基準による場合	
a 延べ面積が200平方メートル未満のもの	14,000円
b 延べ面積が200平方メートル以上のもの	15,000円
(4) 誘導仕様基準以外による場合	
a 延べ面積が200平方メートル未満のもの	24,200円
b 延べ面積が200平方メートル以上のもの	27,000円
イ ア以外の建築物 1部分につき	
(7) 住宅部分	
a 誘導仕様基準による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円
b 誘導仕様基準以外による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円

- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円
- (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円
- (4) 非住宅部分について標準入力法等による審査を行う場合
 - a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 159,100円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
 - c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
 - d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
 - e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
 - f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
 - g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円
- (5) 非住宅部分についてモデル建物法による審査を行う場合
 - a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
 - c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
 - d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
 - e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
 - f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
 - g 当該部分の床面積の合計が25,000平方

別表の5審査事務関係の表23の項単位・金額の欄第2号ア(7)中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同号ア(4)中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号ア(4)中「同じ。」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、同号イ(7)中「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同号イ(4)中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号イ(4)中「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、同表備考中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、同表備考第4項中「21の項第2号イ(4)b又は22の項第2号イ(4)b」を「21の項第2号イ(4)又は22の項第2号イ(4)」に改め、同項を同表備考第2項とし、同表備考中第5項を第3項とし、第6項から第12項までを2項ずつ繰り上げ、第13項及び第14項を削り、同表備考第15項中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。)」を加え、「一の建築物の」を削り、同項を同表備考第11項とし、同表備考第16項中「23の項」を「21の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(誘導仕様基準による場合に限る。)、22の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(誘導仕様基準による場合に限る。))又は23の項」に改め、「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「一の建築物の」を削り、同項を同表備考第12項とする。

別表の6建築基準法の規定に基づく審査事務関係の表中63の項を65の項とし、59の項から62の項までを2項ずつ繰り下げ、同表58の項中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定許可建築物以外の建築の特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同表60の項とし、同表中57の項を59の項とし、同表56の項中「一団地内に建築される」を「一団地内において建築等をする」に改め、同項を同表58の項とし、同表中55の項を57の項とし、

54の項を56の項とし、53の項を55の項とし、同表52の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同表54の項とし、同表中51の項を53の項とし、同表50の項中「一団地内に建築される」を「一団地内において建築等をする」に改め、同項を同表52の項とし、同表中49の項を51の項とし、38の項から48の項までを2項ずつ繰り下げ、37の項を38の項とし、同項の次に次の1項を加える。

39	高度地区内における建築物の 高さの許可の申請に対する審 査	高度地区内にお ける建築物の高 さの許可申請手 数料	1件につき	160,000円
----	-------------------------------------	-------------------------------------	-------	----------

別表の6建築基準法の規定に基づく審査事務関係の表中36の項を37の項とし、30の項から35の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項の次に次の1項を加える。

30	建築物の容積率に関する認定 の申請に対する審査	容積率の認定申 請手数料	1件につき	28,000円
----	----------------------------	-----------------	-------	---------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の府中市手数料条例別表の5審査事務の表16の項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー

消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の府中市手数料条例別表の5審査事務の表22の項の規定は、なおその効力を有する。

府中市手数料条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新

旧

別表（第2条）

手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額

- 1～4 省 略
- 5 審査事務関係

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			
1 5	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表

別表（第2条）

手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額

- 1～4 省 略
- 5 審査事務関係

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			
1 5	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について

新

旧

の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者(次項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,700円

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 1部分につき

(i) 住戸の部分(住宅の用途に供する部分に限る。以下同じ。)

a 1棟の総戸数が1のもの 4,700円

b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 9,400円

c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの

同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者(次項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,700円

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

(i) 一の住戸ごとの申請の場合 1件につき

a 申請戸数が1のもの 4,700円

b 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの 9,400円

c 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの 16,000円

d 同時に申請する戸

新

旧

			<p>16,000円</p> <p>d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの</p> <p>27,000円</p> <p>e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの</p> <p>45,000円</p> <p>f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの</p> <p>82,000円</p> <p>g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの</p> <p>131,000円</p> <p>h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの</p> <p>170,000円</p> <p>i 1棟の総戸数が301以上のもの</p> <p>185,000円</p> <p>(i) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）</p> <p>a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>9,300円</p>				<p>数が11以上25以下のもの</p> <p>27,000円</p> <p>e 同時に申請する戸数が26以上50以下のもの</p> <p>45,000円</p> <p>f 同時に申請する戸数が51以上100以下のもの</p> <p>82,000円</p> <p>g 同時に申請する戸数が101以上200以下のもの</p> <p>131,000円</p> <p>h 同時に申請する戸数が201以上300以下のもの</p> <p>170,000円</p> <p>i 同時に申請する戸数が301以上のもの</p> <p>185,000円</p> <p>(i) 一の建築物の申請の場合 1部分につき</p> <p>a 住戸の部分（住宅の用途に供する部分に限る。以下同じ。）</p> <p>(a) 1棟の総戸数が1のもの</p> <p>4,700円</p> <p>(b) 1棟の総戸数が</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

新

旧

- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

- 2以上5以下のもの 9,400円
- (c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 16,000円
- (d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 27,000円
- (e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 45,000円
- (f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 82,000円
- (g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 131,000円
- (h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 170,000円
- (i) 1棟の総戸数が301以上のもの 185,000円
- b 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階

新

旧

			<p>160,000円</p> <p>g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>(h) 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）</p> <p>a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル</p>				<p>段その他の共用部分をいう。以下同じ。)</p> <p>(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メ</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

新

旧

			<p>以内のもの 80,000円</p> <p>e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>ウ その他の建築物 1件につき</p> <p>(r) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(i) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p>				<p>一ト以内のもの 126,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>c 非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）</p> <p>(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

新

旧

(g) 建築物の延べ面積が
1,000平方メートルを
超え、2,000平方メー
トル以内のもの

26,000円

(e) 建築物の延べ面積が
2,000平方メートルを
超え、5,000平方メー
トル以内のもの

80,000円

(f) 建築物の延べ面積が
5,000平方メートルを
超え、10,000平方メー
トル以内のもの

126,000円

(h) 建築物の延べ面積が
10,000平方メートルを
超え、25,000平方メー
トル以内のもの

160,000円

(k) 建築物の延べ面積が
25,000平方メートルを
超えるもの

200,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件
につき

(7) 誘導仕様基準（住宅

(c) 当該部分の床面
積の合計が1,000
平方メートルを超
え、2,000平方メ
ートル以内のもの

26,000円

(d) 当該部分の床面
積の合計が2,000
平方メートルを超
え、5,000平方メ
ートル以内のもの

80,000円

(e) 当該部分の床面
積の合計が5,000
平方メートルを超
え、10,000平方メ
ートル以内のもの

126,000円

(f) 当該部分の床面
積の合計が10,000
平方メートルを超
え、25,000平方メ
ートル以内のもの

160,000円

(g) 当該部分の床面
積の合計が25,000
平方メートルを超
えるもの

新

旧

			<p>部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下この表において同じ。）による場合 <u>21,000円</u> (i) 誘導仕様基準以外による場合 <u>35,000円</u> イ 共同住宅等 1部分につき (i) 住戸の部分 a 誘導仕様基準による場合 (a) 1棟の総戸数が1のもの <u>21,000円</u> (b) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの <u>39,000円</u> (c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの <u>56,000円</u> (d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの</p>				<p><u>200,000円</u> ウ その他の建築物 1件につき (i) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの <u>9,300円</u> (ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> (iii) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>26,000円</u> (iv) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>80,000円</u> (v) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <u>126,000円</u> (vi) 建築物の延べ面積が</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

新

旧

			<p>の 80,000円</p> <p>(e) 1棟の総戸数が 26以上50以下のもの</p> <p>の 120,000円</p> <p>(f) 1棟の総戸数が 51以上100以下のもの 182,000円</p> <p>(g) 1棟の総戸数が 101以上200以下のもの 261,000円</p> <p>(h) 1棟の総戸数が 201以上300以下のもの 340,000円</p> <p>(i) 1棟の総戸数が 301以上のもの 390,000円</p> <p>b 誘導仕様基準以外 による場合</p> <p>(a) 1棟の総戸数が 1のもの 35,000円</p> <p>(b) 1棟の総戸数が 2以上5以下のもの 69,000円</p> <p>(c) 1棟の総戸数が 6以上10以下のもの</p>				<p>10,000平方メートルを 超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(k) 建築物の延べ面積が 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件 につき 35,000円</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(7) 一の住戸ごとの申請 の場合 1件につき</p> <p>a 申請戸数が1のもの 35,000円</p> <p>b 同時に申請する戸 数が2以上5以下の もの 69,000円</p> <p>c 同時に申請する戸 数が6以上10以下の もの 97,000円</p> <p>d 同時に申請する戸 数が11以上25以下 のもの 137,000円</p> <p>e 同時に申請する戸 数が26以上50以下 のもの 197,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

新

旧

			<p>の 97,000円</p> <p>(d) 1棟の総戸数が 11以上25以下のもの</p> <p>の 137,000円</p> <p>(e) 1棟の総戸数が 26以上50以下のもの</p> <p>の 197,000円</p> <p>(f) 1棟の総戸数が 51以上100以下のもの 283,000円</p> <p>(g) 1棟の総戸数が 101以上200以下のもの 385,000円</p> <p>(h) 1棟の総戸数が 201以上300以下のもの 508,000円</p> <p>(i) 1棟の総戸数が 301以上のもの 600,000円</p> <p>(i) 共用部分</p> <p>a 当該部分の床面積 の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円</p> <p>b 当該部分の床面積 の合計が300平方メートルを超え、1,000</p>				<p>f 同時に申請する戸 数が51以上100以下のもの 283,000円</p> <p>g 同時に申請する戸 数が101以上200以下のもの 385,000円</p> <p>h 同時に申請する戸 数が201以上300以下のもの 508,000円</p> <p>i 同時に申請する戸 数が301以上のもの 600,000円</p> <p>(i) 一の建築物の申請の 場合 1部分につき</p> <p>a 住戸の部分</p> <p>(a) 1棟の総戸数が 1のもの 35,000円</p> <p>(b) 1棟の総戸数が 2以上5以下のもの 69,000円</p> <p>(c) 1棟の総戸数が 6以上10以下のもの 97,000円</p> <p>(d) 1棟の総戸数が 11以上25以下の</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

新

旧

	新		旧
	<p>平方メートル以内のもの 138,000円</p> <p>c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円</p> <p>e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円</p> <p>f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円</p> <p>g 当該部分の床面積の合計が25,000平方</p>		<p>もの 137,000円</p> <p>(e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 197,000円</p> <p>(f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 283,000円</p> <p>(g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 385,000円</p> <p>(h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 508,000円</p> <p>(i) 1棟の総戸数が301以上のもの 600,000円</p> <p>b 共用廊下等の部分</p> <p>(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円</p> <p>(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>

新

旧

	新		旧
	<p>メートルを超えるもの 500,000円</p> <p>(h) 非住宅の部分</p> <p>a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円</p> <p>b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円</p> <p>c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円</p> <p>d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル</p>		<p>138,000円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円</p> <p>(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超</p>

新

旧

新		旧	
	以内のもの 670,000円		えるもの 500,000円
	f 当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートルを超え、 25,000平方メートル 以内のもの 789,000円		c 非住宅の部分
	g 当該部分の床面積 の合計が25,000平方 メートルを超えるも の 900,000円		(a) 当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以内の もの 242,000円
	ウ その他の建築物 1件 につき		(b) 当該部分の床面 積の合計が300平 方メートルを超 え、1,000平方メ ートル以内のもの 300,000円
	(v) 建築物の延べ面積が 300平方メートル以内 のもの 242,000円		(c) 当該部分の床面 積の合計が1,000 平方メートルを超 え、2,000平方メ ートル以内のもの 384,000円
	(i) 建築物の延べ面積が 300平方メートルを超 え、1,000平方メー トル以内のもの 300,000円		(d) 当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートルを超 え、5,000平方メ ートル以内のもの 546,000円
	(ii) 建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを 超え、2,000平方メ ートル以内のもの 384,000円		(e) 当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートルを超
	(r) 建築物の延べ面積が		

新

旧

2,000平方メートルを
超え、5,000平方メー
トル以内のもの

546,000円

(f) 建築物の延べ面積が
5,000平方メートルを
超え、10,000平方メー
トル以内のもの

670,000円

(g) 建築物の延べ面積が
10,000平方メートルを
超え、25,000平方メー
トル以内のもの

789,000円

(h) 建築物の延べ面積が
25,000平方メートルを
超えるもの

900,000円

え、10,000平方メ
ートル以内のもの

670,000円

(f) 当該部分の床面
積の合計が10,000
平方メートルを超
え、25,000平方メ
ートル以内のもの

789,000円

(g) 当該部分の床面
積の合計が25,000
平方メートルを超
えるもの

900,000円

ウ その他の建築物 1件
につき

(7) 建築物の延べ面積が
300平方メートル以内
のもの 242,000円

(i) 建築物の延べ面積が
300平方メートルを超
え、1,000平方メー
トル以内のもの

300,000円

(ii) 建築物の延べ面積が
1,000平方メートルを
超え、2,000平方メー
トル以内のもの

新

旧

新				旧			
							<p>384,000円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>546,000円</p> <p>(ロ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>670,000円</p> <p>(ハ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p> <p>789,000円</p> <p>(ニ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>900,000円</p>
16	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表	16	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表

新

旧

の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額

(i) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 3,300円

イ 共同住宅等 1部分につき

(i) 住戸の部分

a 1棟の総戸数が1のもの 3,300円

b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの

の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額

(i) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 3,300円

イ 共同住宅等

(i) 一の住戸ごとの申請の場合 1件につき

a 申請戸数が1のもの 3,300円

b 同時に申請する戸

新

旧

			6,600円				数が2以上5以下のもの 6,600円
		<u>c</u>	<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>			<u>c</u>	<u>同時に申請する戸数が6以上10以下のもの</u> 11,000円
		<u>d</u>	<u>1棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>			<u>d</u>	<u>同時に申請する戸数が11以上25以下のもの</u> 19,000円
		<u>e</u>	<u>1棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>			<u>e</u>	<u>同時に申請する戸数が26以上50以下のもの</u> 32,000円
		<u>f</u>	<u>1棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>			<u>f</u>	<u>同時に申請する戸数が51以上100以下のもの</u> 58,000円
		<u>g</u>	<u>1棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>			<u>g</u>	<u>同時に申請する戸数が101以上200以下のもの</u> 93,000円
		<u>h</u>	<u>1棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>			<u>h</u>	<u>同時に申請する戸数が201以上300以下のもの</u> 122,000円
		<u>i</u>	<u>1棟の総戸数が301以上のもの</u>			<u>i</u>	<u>同時に申請する戸数が301以上のもの</u> 134,000円
		<u>(i)</u>	<u>共用部分</u>			<u>(i)</u>	<u>一の建築物の申請の場合</u> 1部分につき
		<u>a</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>			<u>a</u>	<u>住戸の部分</u>
		<u>b</u>	<u>当該部分の床面積</u>			<u>(a)</u>	<u>1棟の総戸数が</u>

新

旧

			<p>の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p>				<p>1のもの 3,300円</p> <p>(b) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 6,600円</p> <p>(c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 11,000円</p> <p>(d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 19,000円</p> <p>(e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 32,000円</p> <p>(f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 58,000円</p> <p>(g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 93,000円</p> <p>(h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 122,000円</p> <p>(i) 1棟の総戸数が301以上のもの 134,000円</p> <p>b 共用廊下等の部分</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

新

旧

- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円
- ㊦ 非住宅の部分
 - a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
 - c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
 - d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
 - e 当該部分の床面積の合計が5,000平方

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円
- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- (e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

新

旧

			<p><u>メートルを超え、</u> <u>10,000平方メートル</u> <u>以内のもの</u> 88,000円</p> <p>f <u>当該部分の床面積</u> <u>の合計が10,000平方</u> <u>メートルを超え、</u> <u>25,000平方メートル</u> <u>以内のもの</u> 112,000円</p> <p>g <u>当該部分の床面積</u> <u>の合計が25,000平方</u> <u>メートルを超えるも</u> <u>の</u> 140,000円</p> <p>ウ <u>その他の建築物 1件</u> <u>につき</u></p> <p>(v) <u>建築物の延べ面積が</u> <u>300平方メートル以内</u> <u>のもの</u> 6,500円</p> <p>(i) <u>建築物の延べ面積が</u> <u>300平方メートルを超</u> <u>え、1,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> 11,000円</p> <p>(ii) <u>建築物の延べ面積が</u> <u>1,000平方メートルを</u> <u>超え、2,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u></p>				<p>(f) <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計が10,000</u> <u>平方メートルを超</u> <u>え、25,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> 112,000円</p> <p>(g) <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計が25,000</u> <u>平方メートルを超</u> <u>えるもの</u> 140,000円</p> <p>c <u>非住宅の部分</u></p> <p>(a) <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計が300平</u> <u>方メートル以内の</u> <u>もの</u> 6,500円</p> <p>(b) <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計が300平</u> <u>方メートルを超</u> <u>え、1,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> 11,000円</p> <p>(c) <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計が1,000</u> <u>平方メートルを超</u> <u>え、2,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> 18,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

新

旧

		18,000円				(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
	(e) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	56,000円				56,000円
	(f) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円				(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
	(g) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円				88,000円
	(h) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円				(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの
	(2) 前号以外の場合					112,000円
	ア 一戸建ての住宅 1件につき					(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
	(7) 誘導仕様基準による場合	15,000円				140,000円
	(i) 誘導仕様基準以外による場合	18,000円				ウ その他の建築物 1件につき
	イ 共同住宅等 1部分					(7) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの
						6,500円

新

旧

- につき
- (7) 住戸の部分
- a 誘導仕様基準による場合
- (a) 1棟の総戸数が1のもの 15,000円
- (b) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 27,000円
- (c) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 40,000円
- (d) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 56,000円
- (e) 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 85,000円
- (f) 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 128,000円
- (g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 184,000円
- (h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの

- (i) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- (ii) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (iii) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- (iv) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
- (v) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
- (vi) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの

新

旧

新		旧	
	<p>のもの 241,000円</p> <p>(i) 1棟の総戸数が 301以上のもの 278,000円</p> <p>b 誘導仕様基準以外 による場合</p> <p>(a) 1棟の総戸数が 1のもの 18,000円</p> <p>(b) 1棟の総戸数が 2以上5以下のも の 37,000円</p> <p>(c) 1棟の総戸数が 6以上10以下の もの 52,000円</p> <p>(d) 1棟の総戸数が 11以上25以下の もの 74,000円</p> <p>(e) 1棟の総戸数が 26以上50以下の もの 108,000円</p> <p>(f) 1棟の総戸数が 51以上100以下の もの 159,000円</p> <p>(g) 1棟の総戸数が 101以上200以下 のもの</p>		<p>140,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件 につき 18,000円</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(7) 一の住戸ごとの申請 の場合 1件につき</p> <p>a 申請戸数が1のも の 18,000円</p> <p>b 同時に申請する戸 数が2以上5以下の もの 37,000円</p> <p>c 同時に申請する戸 数が6以上10以下 のもの 52,000円</p> <p>d 同時に申請する戸 数が11以上25以下 のもの 74,000円</p> <p>e 同時に申請する戸 数が26以上50以下 のもの 108,000円</p> <p>f 同時に申請する戸 数が51以上100以下 のもの 159,000円</p> <p>g 同時に申請する戸 数が101以上200以 下のもの 221,000円</p>

新

旧

- 221,000円
(h) 1棟の総戸数が
201以上300以下
のもの
291,000円
(i) 1棟の総戸数が
301以上のもの
342,000円
(l) 共用部分
a 当該部分の床面積
の合計が300平方メ
ートル以内のもの
57,000円
b 当該部分の床面積
の合計が300平方メ
ートルを超え、1,000
平方メートル以内の
もの 72,000円
c 当該部分の床面積
の合計が1,000平方
メートルを超え、
2,000平方メートル
以内のもの
96,000円
d 当該部分の床面積
の合計が2,000平方
メートルを超え、
5,000平方メートル

- h 同時に申請する戸
数が201以上300以
下のもの
291,000円
i 同時に申請する戸
数が301以上のもの
342,000円
(l) 一の建築物の申請の
場合 1部分につき
a 住戸の部分
(a) 1棟の総戸数が
1のもの
18,000円
(b) 1棟の総戸数が
2以上5以下のもの
37,000円
(c) 1棟の総戸数が
6以上10以下の
もの 52,000円
(d) 1棟の総戸数が
11以上25以下の
もの 74,000円
(e) 1棟の総戸数が
26以上50以下の
もの 108,000円
(f) 1棟の総戸数が
51以上100以下の
もの 159,000円

新

旧

			<p>以内のもの 156,000円</p> <p>e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円</p> <p>f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円</p> <p>g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 290,000円</p> <p>(v) 非住宅の部分</p> <p>a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 123,000円</p> <p>b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円</p>				<p>(g) 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 221,000円</p> <p>(h) 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 291,000円</p> <p>(i) 1棟の総戸数が301以上のもの 342,000円</p> <p>b 共用廊下等の部分</p> <p>(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

新

旧

c 当該部分の床面積
の合計が1,000平方
メートルを超え、
2,000平方メートル
以内のもの

198,000円

d 当該部分の床面積
の合計が2,000平方
メートルを超え、
5,000平方メートル
以内のもの

290,000円

e 当該部分の床面積
の合計が5,000平方
メートルを超え、
10,000平方メートル
以内のもの

361,000円

f 当該部分の床面積
の合計が10,000平方
メートルを超え、
25,000平方メートル
以内のもの

427,000円

g 当該部分の床面積
の合計が25,000平方
メートルを超えるも
の

491,000円

(d) 当該部分の床面
積の合計が2,000
平方メートルを超
え、5,000平方メ
ートル以内のもの

156,000円

(e) 当該部分の床面
積の合計が5,000
平方メートルを超
え、10,000平方メ
ートル以内のもの

205,000円

(f) 当該部分の床面
積の合計が10,000
平方メートルを超
え、25,000平方メ
ートル以内のもの

247,000円

(g) 当該部分の床面
積の合計が25,000
平方メートルを超
えるもの 1部分
につき

290,000円

c 非住宅の部分

(a) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートル以内の

新

旧

ウ その他の建築物 1件
につき

(7) 建築物の延べ面積が
300平方メートル以内
のもの 123,000円

(i) 建築物の延べ面積が
300平方メートルを超
え、1,000平方メー
トル以内のもの
154,000円

(ii) 建築物の延べ面積が
1,000平方メートルを
超え、2,000平方メー
トル以内のもの
198,000円

(iii) 建築物の延べ面積が
2,000平方メートルを
超え、5,000平方メー
トル以内のもの
290,000円

(iv) 建築物の延べ面積が
5,000平方メートルを
超え、10,000平方メー
トル以内のもの
361,000円

(v) 建築物の延べ面積が
10,000平方メートル
を超え、25,000平方メ

もの 123,000円

(b) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートルを超
え、1,000平方メ
ートル以内のもの
154,000円

(c) 当該部分の床面
積の合計が1,000
平方メートルを超
え、2,000平方メ
ートル以内のもの
198,000円

(d) 当該部分の床面
積の合計が2,000
平方メートルを超
え、5,000平方メ
ートル以内のもの
290,000円

(e) 当該部分の床面
積の合計が5,000
平方メートルを超
え、10,000平方メ
ートル以内のもの
361,000円

(f) 当該部分の床面
積の合計が10,000
平方メートルを超

新

旧

メートル以内のもの
427,000円
(キ) 建築物の延べ面積が
25,000平方メートル
を超えるもの
491,000円

え、25,000平方メ
ートル以内のもの
427,000円
(ク) 当該部分の床面
積の合計が25,000
平方メートルを超
えるもの
491,000円
ウ その他の建築物 1件
につき
(7) 建築物の延べ面積が
300平方メートル以内
のもの 123,000円
(4) 建築物の延べ面積が
300平方メートルを超
え、1,000平方メー
トル以内のもの
154,000円
(7) 建築物の延べ面積が
1,000平方メートルを
超え、2,000平方メー
トル以内のもの
198,000円
(イ) 建築物の延べ面積が
2,000平方メートルを
超え、5,000平方メー
トル以内のもの
290,000円

新

旧

							(イ) <u>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> 361,000円 (ロ) <u>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> 427,000円 (ハ) <u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</u> 491,000円
省 略				省 略			
2 1	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>	<u>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表</u>	2 1	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>	<u>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表</u>

新

旧

の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,100円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(7) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)

a 当該部分の床面積

の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,100円

イ ア以外の建築物

(7) 住戸ごとの申請の場合 1件につき

a 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

9,700円

b 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平

新

旧

の合計が300平方メートル未満のもの
9,700円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
21,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
46,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
81,000円

(i) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
9,700円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
16,700円

c 当該部分の床面積

方メートル未満のもの
21,000円

c 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
46,000円

d 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
81,000円

(i) 一の建築物の申請の場合 1部分につき

a 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
9,700円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

新

旧

			<p>の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき</p> <p>(7) 誘導仕様基準による場合</p>				<p>ル未満のもの 21,000円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

新

旧

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの
の 20,000円

b 延べ面積が200平方メートル以上のも
の 22,000円

(i) 誘導仕様基準以外による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの
の 34,400円

b 延べ面積が200平方メートル以上のも
の 38,400円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(i) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
38,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

27,100円

(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

80,400円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

128,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

161,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

201,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(i) 延べ面積が200平方

新

旧

			66,000円				メートル未満のもの
			(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				34,400円
			118,000円				(i) 延べ面積が200平方メートル以上のもの
			(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの				38,400円
			179,000円				イ ア以外の建築物
			b 誘導仕様基準以外による場合				(7) 住戸ごとの申請の場合
			(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの				合 1件につき
			69,100円				a 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				69,100円
			116,000円				b 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				116,000円
							c 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
							196,000円
							d 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
							281,000円
							(i) 一の建築物の申請の場合
							1部分につき

新

旧

ル未満のもの

196,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

281,000円

(i) 非住宅部分について標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(i)及びロ(i)に規定する基準により評価する方法をいう。次項において同じ。）による審査を行う場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

227,100円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

284,400円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方

a 住宅部分

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

69,100円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

116,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

196,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

281,000円

b 非住宅部分について標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び第10条

新

旧

メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
h) 非住宅部分についてモデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ②及びロ②)に規定する基準に

第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。次項において同じ。)による審査を行う場合
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円

新

旧

より評価する方法をいう。次項において同じ。)による審査を行う場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

87,100円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

110,700円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

145,700円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

235,700円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

309,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

646,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

763,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

871,000円

c 非住宅部分についてモデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ②及びロ②)に規定する基準により評価する方法をいう。次項において同じ。)による審査

新

旧

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

371,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

435,000円

を行う場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

110,700円

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

145,700円

(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

235,700円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

新

旧

新				旧			
							<p>309,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>371,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>435,000円</p>
2 2	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4	2 2	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4

新

旧

に規定する昇降機に係る部分
が含まれる場合においては当
該昇降機1基について同表の
6の5又は6の項に掲げる額
の手数料を加えた額)の手数
料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定
する者が作成した建築物の
エネルギー消費性能の向上
に関する法律第35条第1
項各号に掲げる基準に適合
していることを示す書類が
提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件
につき 3,700円

イ ア以外の建築物 1部
分につき

(i) 住宅部分

a 当該部分の床面積
の合計が300平方メ
ートル未満のもの
6,900円

b 当該部分の床面積
の合計が300平方メ
ートル以上2,000平
方メートル未満のも
の 15,000円

c 当該部分の床面積

に規定する昇降機に係る部分
が含まれる場合においては当
該昇降機1基について同表の
6の5又は6の項に掲げる額
の手数料を加えた額)の手数
料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定
する者が作成した建築物の
エネルギー消費性能の向上
に関する法律第35条第1
項各号に掲げる基準に適合
していることを示す書類が
提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件
につき 3,700円

イ ア以外の建築物

(i) 住戸ごとの申請の場
合 1件につき

a 当該住戸の床面積
の合計が300平方メ
ートル未満のもの
6,900円

b 当該住戸の床面積
の合計が300平方メ
ートル以上2,000平
方メートル未満のも
の 15,000円

c 当該住戸の床面積

新

旧

の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円
(i) 非住宅部分
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
d 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円
(i) 一の建築物の申請の場合 1部分につき
a 住宅部分
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
(d) 当該部分の床面

新

旧

			<p>e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき</p> <p>(7) 誘導仕様基準による場合</p> <p>a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p>b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 15,000円</p> <p>(i) 誘導仕様基準以外による場合</p> <p>a 延べ面積が200平</p>				<p>積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p> <p>(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>(e) 当該部分の床面積の合計が5,000</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

新

旧

			<p>方メートル未満のもの の 24,200円</p> <p>b 延べ面積が200平方メートル以上のもの の 27,000円</p> <p>イ ア以外の建築物 1部分につき</p> <p>(7) 住宅部分</p> <p>a 誘導仕様基準による場合</p> <p>(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円</p> <p>(d) 当該部分の床面積の合計が5,000</p>			<p>平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき</p> <p>(7) 延べ面積が200平方メートル未満のもの 24,200円</p> <p>(4) 延べ面積が200平方メートル以上のもの 27,000円</p> <p>イ ア以外の建築物</p> <p>(7) 住戸ごとの申請の場合 1件につき</p> <p>a 当該住戸の床面積</p>
--	--	--	--	--	--	--

新

旧

平方メートル以上
のもの
125,000円
b 誘導仕様基準以外
による場合
(a) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートル未満の
もの 48,500円
(b) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートル以上
2,000平方メー
トル未満のもの
81,000円
(c) 当該部分の床面
積の合計が2,000
平方メートル以上
5,000平方メー
トル未満のもの
138,000円
(d) 当該部分の床面
積の合計が5,000
平方メートル以上
のもの
197,000円
(i) 非住宅部分について
標準入力法等による審

の合計が300平方メ
ートル未満のもの
48,500円
b 当該住戸の床面積
の合計が300平方メ
ートル以上2,000平
方メートル未満のも
の 81,000円
c 当該住戸の床面積
の合計が2,000平方
メートル以上5,000
平方メートル未満の
もの 138,000円
d 当該住戸の床面積
の合計が5,000平方
メートル以上のもの
197,000円
(i) 一の建築物の申請の
場合 1部分につき
a 住宅部分
(a) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートル未満の
もの 48,500円
(b) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートル以上
2,000平方メー

新

旧

査を行う場合

a 当該部分の床面積
の合計が300平方メ
ートル未満のもの

159,100円

b 当該部分の床面積
の合計が300平方メ
ートル以上1,000平
方メートル未満のも
の

199,200円

c 当該部分の床面積
の合計が1,000平方
メートル以上2,000
平方メートル未満の
もの

257,100円

d 当該部分の床面積
の合計が2,000平方
メートル以上5,000
平方メートル未満の
もの

366,700円

e 当該部分の床面積
の合計が5,000平方
メートル以上10,000
平方メートル未満の
もの

453,000円

f 当該部分の床面積
の合計が10,000平方
メートル以上25,000

ル未満のもの

81,000円

(c) 当該部分の床面
積の合計が2,000
平方メートル以上
5,000平方メート
ル未満のもの

138,000円

(d) 当該部分の床面
積の合計が5,000
平方メートル以上
のもの

197,000円

b 非住宅部分につい
て標準入力法等によ
る審査を行う場合

(a) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートル未満の
もの

159,100円

(b) 当該部分の床面
積の合計が300平
方メートル以上
1,000平方メート
ル未満のもの

199,200円

(c) 当該部分の床面
積の合計が1,000

新

旧

			<p>平方メートル未満の もの 535,000円</p> <p><u>g</u> 当該部分の床面積 の合計が25,000平方 メートル以上のもの 610,000円</p> <p><u>h</u> 非住宅部分について モデル建物法による審 査を行う場合</p> <p><u>a</u> 当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル未満のもの 61,100円</p> <p><u>b</u> 当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以上1,000平 方メートル未満のも の 77,600円</p> <p><u>c</u> 当該部分の床面積 の合計が1,000平方 メートル以上2,000 平方メートル未満の もの 102,100円</p> <p><u>d</u> 当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満の もの 165,100円</p>				<p>平方メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの 257,100円</p> <p><u>(d)</u> 当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの 366,700円</p> <p><u>(e)</u> 当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの 453,000円</p> <p><u>(f)</u> 当該部分の床面 積の合計が10,000 平方メートル以上 25,000平方メート ル未満のもの 535,000円</p> <p><u>(g)</u> 当該部分の床面 積の合計が25,000 平方メートル以上 のもの 610,000円</p> <p><u>c</u> 非住宅部分につい</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

新

旧

- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円

- てモデル建物法による審査を行う場合
- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
 - (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
 - (d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
 - (e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

新

旧

新				旧			
							<p>ル未満のもの 216,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円</p>
2 3	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき</p> <p>イ 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。）による審査を行う場合</p> <p>a～b 省略</p> <p>(4) モデル住宅法（建築</p>	2 3	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき</p> <p>イ 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に規定する基準をいう。）による審査を行う場合</p> <p>a～b 省略</p> <p>(4) モデル住宅法（建築</p>

新

旧

			<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。)による審査を行う場合 a～b 省略 (7) 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)又は誘導仕様基準による審査を行う場合 a～b 省略 イ ア以外の建築物 1部分につき (7) 住宅部分について性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は同項第3号に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)による審査を行</p>				<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。)による審査を行う場合 a～b 省略 (7) 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)による審査を行う場合 a～b 省略 イ ア以外の建築物 1部分につき (7) 住宅部分について性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及びロ(1)又は同項第3号に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)によ</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

新

旧

			<p>う場合 a～d 省略</p> <p>(i) 住宅部分についてフロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。）による審査を行う場合 a～d 省略</p> <p>(ii) 住宅部分について仕様基準又は誘導仕様基準による審査を行う場合 a～d 省略</p> <p>(i)～(ii) 省略</p>
--	--	--	--

			<p>る審査を行う場合 a～d 省略</p> <p>(i) 住宅部分についてフロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。）による審査を行う場合 a～d 省略</p> <p>(ii) 住宅部分について仕様基準による審査を行う場合 a～d 省略</p> <p>(i)～(ii) 省略</p>
--	--	--	---

備考

備考

(削除)

1 15の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は16の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分により算出した額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共

新

旧

(削 除)

1 省 略

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、同令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は当該部分により算出した額は加算しない。

2 15の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は16の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

3 省 略

4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、同令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

新

手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ2 1の項第2号イ(イ)又は2 2の項第2号イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3～10 省略

(削除)

旧

手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ2 1の項第2号イ(イ) b又は2 2の項第2号イ(イ) bに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

5～12 省略

1 3 2 1の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは2 2の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について一の建築物の申請の場合の手数料の額又は2 3の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について一戸建ての住宅以外の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分のいずれかが存在しない場合は、存在する部分の額とする。

1 4 2 1の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は2 2の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とす

新

(削 除)

1 1 2 1の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(誘導仕様基準以外による場合に限る。)、2 2の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は2 3の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 2 2 1の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(誘導仕様基準による場合に限る。)、2 2の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(誘導仕様基準による場合に限る。)又は2 3の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

旧

る。

1 5 2 1の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、2 2の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は2 3の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 6 2 3の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

新

旧

6 建築基準法の規定に基づく審査事務関係

6 建築基準法の規定に基づく審査事務関係

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			
30	建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査	容積率の認定申請手数料	1件につき 28,000円
31 ～ 38	省 略		
39	高度地区内における建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
40 ～ 51	省 略		
52	一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例の認定の申請に対する審査	省 略	
53	省 略		

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			
(追 加)			
30 ～ 37	省 略		
(追 加)			
38 ～ 49	省 略		
50	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例の認定の申請に対する審査	省 略	
51	省 略		

新

旧

5 4	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料	1 件につき建築物の数が 1 である場合にあっては 82,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 82,000 円に 1 を超える建築物の数に 29,000 円を乗じて得た額を加算した額
5 5 ～ 5 7	省 略		
5 8	一団地内において建築等をする 1 又は 2 以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地进行を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	省 略	
5 9	省 略		
6 0	公告対象区域内の建築物の新築	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料	1 件につき建築物の数が 1 である場合に

5 2	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築の認定申請手数料	1 件につき建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合にあっては 82,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 82,000 円に 1 を超える建築物の数に 29,000 円を乗じて得た額を加算した額
5 3 ～ 5 5	省 略		
5 6	一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	省 略	
5 7	省 略		
5 8	一敷地内認定建築物又は一敷地	一敷地内認定許可建築	1 件につき建築物（一敷地内認定建築物

新

旧

	又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料	あつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
6.1 ～ 6.5	省 略		

	内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	物以外の建築の特例許可申請手数料	又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
5.9 ～ 6.3	省 略		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の府中市手数料条例別表の5審査事務の表

新

旧

16の項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の府中市手数料条例別表の5審査事務の表22の項の規定は、なおその効力を有する。